令和５年度在宅医療関連講師人材養成事業　事前課題

1. 第７次医療計画における在宅医療の記載について

○自県について、第７次医療計画における在宅医療の記載内容を確認する。

○同グループ県について、第７次医療計画における在宅医療の記載内容を確認する。

※各都道府県の第７次医療計画は以下のURLのページ下部「都道府県医療計画」から該当都道府県をクリックし、在宅医療部分をご覧ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\_iryou/iryou/iryou\_keikaku/index.html

1. 在宅医療にかかる地域別データ集のデータについて

○自地域（市区町村、保健所圏域、二次医療圏等の在宅医療の圏域）のデータを確認

する。

　　○自県のデータを確認する。

○同グループ県のデータを確認する。

※在宅医療にかかる地域別データ集は、以下のURLからご覧ください。

　https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000061944.html

1. 自県及び自地域、同グループ県の在宅医療の特徴や課題について

○１，２で確認した内容も踏まえ、自地域の在宅医療について、強みと感じることや

課題と感じることを記載する。

○１，２で確認した内容も踏まえ、自県の在宅医療について、強みと感じることや課

題と感じることを記載する。

　　○１，２で確認した内容も踏まえ、同グループ県の在宅医療について、取り入れたい

と感じた内容を記載する。

1. 在宅医療と介護の連携について

○自地域及び自県において在宅医療と介護の連携を進めるためにどのような取組が必

要と考えるか記載する。

1. 小児在宅医療と成人の在宅医療の連携について

○自地域及び自県において、小児在宅医療と成人の在宅医療との連携を進め、地域社

会との関わりを深めていくためには、どのような取組が必要と考えるか記載する。

６．第８次医療計画へ向けた「在宅医療の体制構築に係る指針」の記載について

○第８次医療計画へ向けた「在宅医療の体制構築に係る指針」（疾病・事業及び在宅

医療に係る医療体制について（令和５年３月31日医政局地域医療計画課長通知

（令和５年６月29日一部改正）））（以下指針という。）の記載内容を確認する。

※指針については、以下のURLの167～180ページをご覧ください。

https://www.mhlw.go.jp/content/001103126.pdf

７．「在宅医療に必要な連携を担う拠点」について

　　○６で確認した指針では、「地域の実情に応じ、病院、診療所、訪問看護事業所、地

域医師会等関係団体、保健所、市町村等の主体のいずれかを在宅医療に必要な連携

を担う拠点として医療計画に位置づけること」としている。

➢自地域において、在宅医療について多職種間の連携調整や話し合い、課題の共有

等を行っている場があれば記載する。

　　　　・上記において、調整の中心となっている施設があれば記載する。

　　　　・上記において、調整の中心となっている職種があれば記載する。

➢自地域以外に自県内で、在宅医療について多職種間の連携調整や話し合い、課題

の共有を行っている場があれば記載する。

８．今後、在宅医療に必要な連携を担う拠点の機能を活用し、どのような取組を進めれば

よいと思うか記載する。

９．今後、地域の在宅医療の体制整備のためにどのような人材の養成が必要と思うか記載

する。